

## 運転免許証の有効期間が経過した方への受験案内 (いわゆる「うっかり失効」の方)

運転免許課 試験係

運転免許証の有効期間の更新を受けなかった方で、その効力を失った日（失効日）から起算して6月を経過しないものであれば、適性試験（視力試験等）合格後、更新時の講習と同様の講習を受けることにより、新しい免許証が交付されます。

この場合、講習は更新通知ハガキに記載した講習区分等を引き継がない場合があります。  
各免許種類の取得年月日は手続きの日となります。

### ◎ 受験申請の手続き

- (1) 受付日 . . . . . 月曜日から金曜日  
※ 祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
- (2) 受付時間 . . . . . 午前8時30分から午前9時00分まで 又は  
午後1時00分から午後1時30分まで
- (3) 受付場所 . . . . . 奈良県橿原市葛本町120-3  
奈良県警察本部交通部運転免許課 試験係
- (4) 申請に必要なもの
  - ア 本籍地の記載された住民票 . . . おおむね6月以内で公印の入ったもの 1通
  - イ 写真 申請前6月以内に撮影した縦3cm、横2.4cmの免許申請用のもの1枚
  - ウ 失効した免許証
  - エ 更新通知はがき
  - オ 講習等受講証明書（高齢者講習、特定任意講習等の更新時講習を受講された方）
  - カ 筆記用具（黒のボールペン）
  - キ 眼鏡等 裸眼視力が基準以下の方は必要です。
- (5) 申請手数料（免許種類ごとに申請手数料が必要です。）
  - 小型特殊免許、原付免許及び普通免許 各 2,050円
  - その他の免許 各 2,000円
- (6) 受講手数料（受講される更新時講習の種別に応じた手数料が必要です。）
  - ・ 一般運転者(A)講習 1,050円
  - ・ 違反運転者(B)講習 1,700円
  - ・ 初回更新者講習 1,700円
  - ※ 年令が70歳以上の方は高齢者講習終了証明書が必要です。詳しくは高齢者講習通知書（案内ハガキ）を確認して下さい。
- (7) 免許証交付手数料 2,100円  
※ 複数の免許種類を申請される場合は、2種類目から1種類増える毎に200円増額になります。  
※ IC免許証には暗証番号登録として4桁数字を2組必要としますのであらかじめ準備願います。（他人に知られやすい番号は避けて下さい）

### ◎ 注意事項

- (1) 失効した免許証で運転すると無免許運転になります。
- (2) 初心運転者制度で再試験該当者は、この試験の一部免除適用を受けることはできません。
- (3) 免許証の交付は更新時講習と同様の講習を受けなければ、交付されません。
- (4) 大型自動車・中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許を所持していた方は、失効してから6月を超え1年以内であれば、所持していた免許の区分に応じた仮免許試験の一部免除の適用が受けられます。  
※ お問い合わせは、運転免許課 試験係（0744-25-5224）へ電話して下さい。  
番号をよくお確かめのうえダイヤルして下さい。